陳述書(法人の代表者用)								
陳述書作成日								
公告番号			売却区分番号					
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。								
1 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。 2 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。 (地方税法第71条の22、71条の63、72条の71、73条の39、74条の30、97条、144条の54、177条の2、 177条の24、203条、288条、334条、376条、463条の30、485条の6、616条、701条の21、701条の68、 国税徴収法第189条)								
陳述		当法	法人は暴力団員等が役員である法人ではありません。					
		当法 ません	会人は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等をする者ではあり ・。					
		をさせ	日の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等 はようとする者に関する事項」記載のとおりです。 日本は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。					

入札者等					
法人の所在地	〒 − 				
法人の名称					
フリガナ					
代表者氏名	ூ				
役員	別紙「入札者等(法人)の役員に関する事項」のとおり				

## ※その他ご注意いただきたいこと

- 1 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 2 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 3 本用紙は、入札者等が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等をすることができません。
- 6 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に 記載してください。記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 7 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する 文書の写しを提出してください。
- 8 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください。

			(法人)	の役員	に関する事項
	住所	<b>〒</b> −			
	フリガナ				
1 □代表者	氏名				
	性別	□男性	□女性		
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年	月	日
	住所	〒 −			
	フリガナ				
2	氏名				
	性別	□男性	□女性		
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年	月	日
	住所	〒 −			
	フリガナ				
3	氏名				
	性別	□男性	□女性		
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年	月	日
	住所	〒 −			
	フリガナ				
4	氏名				
	性別	□男性	□女性		
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年	月	日

## ※その他ご注意いただきたいこと

- 1 入札者等が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員 (代表者を含む。) の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。 記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項							
	住所	<del>-</del> -					
	フリガナ						
□個人	氏名						
	性別	□男性   □女性					
	生年月日	□昭和 □平成 年 月 日 □西暦					
口法人	所在地	<del>-</del> -					
	名称						
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり					

## ※その他ご注意いただきたいこと

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)。提出がない場合、入札等が無効となります。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)の添付が必要です。提出がない場合、入札等が無効となる場合があります。
- 3 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等 をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」の添付が必要です。
- 4 (個人の場合)氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してく ださい。
  - (法人の場合)名称及び所在地は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に 記載してください。
- 5 自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、 その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 6 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。